

ユビキタスネット社会と消費者

「豊かなユビキタスネット社会・・・」

「ICTの可能性をユビキタスネット社会の健全な実現に役立てる・・・」

「権利や利益を全ての利用者・供給者が享受できる・・・」

 明るいユビキタスネット社会のイメージは、社会的に共有できるのか
 共有化するにはどうしたらいいのか

「消費者基本法」(2004年6月施行)とユビキタスネット社会

【 】消費者基本法第2条(基本理念) 消費者政策の推進にあたっては次の点を重視

- ・ 消費者の8つの権利()の尊重と消費者の自立を支援することを基本とすることを明記
- ・ 消費者の安全の確保に関する事業活動の適正化、消費者の年齢その他の特性に配慮
- ・ 高度情報通信社会の進展に的確に対応することを配慮
- ・ 国際化の進展にかんがみ、国際的な連携を確保
- ・ 環境の保全の配慮

()8つの権利=国民の消費生活における 基本的な需要が満たされ、その 健全な生活環境が確保される中で、 消費者の安全が確保され、 商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し 必要な情報及び 教育の機会が提供され、 消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに 消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重

【 】国は以上の基本理念にのっとり「消費者政策を推進する責務を有する」と規定

第 20 条「高度情報通信社会の進展への的確な対応」

国は、消費者の年齢その他の特性に配慮しつつ、消費者と事業者との間の適正な取引の確保、消費者に対する啓発活動及び教育の推進、苦情処理及び紛争解決の促進等に当たって高度情報通信社会の進展に的確に対応するために必要な施策を講ずるものとする。

【 】消費者団体は、『「消費者基本法」は高度情報通信社会の進展に対し、国に消費者の権利を擁護するために慎重な対応をとるよう求めている』と理解している。

具体的施策については今後 5 年をめどにした「消費者基本計画」に盛り込む予定とされている。

最も求めたいこと

「いつでも、どこでも、何でも、誰でも・・・」。しかし、「うまい話はこの世にない」

【 】消費者団体の心配

ユビキタスネット社会はキャッチフレーズとはまったく逆に個人の監視・管理社会となるのではないかと。楽観的シナリオと悲観的シナリオが極端すぎる。

ユビキタスネット社会への不安・障害への対応を明確にすることが優先されるべき。そのためには、「影の部分」(100 課題)に対する理解・認識の周知・共有化が前提。

- ・ 理想と現実のギャップ 取り組むべき課題の多さ
- ・ 長崎県小学校殺害事件、架空請求及び不当請求事件の急増 モラルが構造的
問題か(新聞の報道)・・・「新たな社会常識の確立」の難しさ
- ・ 技術と健康 電磁波健康問題、依存症状の精神的影響
- ・ プライバシー保護 個人情報収集強化(ナンバーディスプレイ反対運動のそ
の後)、IC タグと個人情報の把握
- ・ 環境への配慮 機器や IC タグの廃棄、古紙の増加、大量生産・消費を継続
したままのリサイクル社会の創造

- ・ 誤作動 システムへの不安

【 】現状の課題への対応策について消費者は納得しているか

被害が発生してから後追い措置が目立つ

- ・ 架空及び不当請求に関する消費者トラブルへの対応策について(2004年9月10日消費者政策会議決定) プリペイド式携帯電話の本人確認の徹底、預金口座の不正利用の防止、警察当局の取り締まり強化
- ・ 国民生活センター、各地消費生活センターの事業社名公表(2004年8月)